

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2019年7月号(J239)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 工研院が米アプライド・マテリアルズと MOU 締結、オープンイノベーションの交流プラットフォームを構築
- 02 衛福部が「医薬品特許リンケージ施行法」制定を公告、施行日は改めて決定
- 03 清華大学が世界初の「パーフェクト・マルチカラーのペロブスカイト量子ドットを製造するための新規スプレー合成法」開発に成功

台湾知的財産権関連判決例

- 01 特許権関連
職務発明の認定
- 02 商標権関連
補正下着「維娜斯」責任者の商標法違反嫌疑 一審で無罪判決

今月のトピックス

J190612X5

J190611X5

01 工研院が米アプライド・マテリアルズとMOU締結、オープンイノベーションの交流プラットフォームを構築

工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute、略称「工研院」）は米アプライド・マテリアルズ（Applied Materials, Inc.）と協力してオープンイノベーションの交流プラットフォームを構築し、力を合わせて革新技術の商品化について成果をあげていく。双方は2019年6月11日に協力覚書（MOU）を締結し、今後はこの交流プラットフォームを礎として、新たな技術提携プロジェクトを開拓し、台湾電子産業とボーダレス企業、双方の研究成果を積極的に高めて、産業の新たなビジネスチャンスを生み出していく。

今回のMOU締結の重点には「オープンイノベーションと商業化の提携プラットフォーム」を発展させて、ディスプレイ、最先端パッケージング工程、スタートアップ投資等の分野における提携を一層深めることが含まれる。このMOUを通じて、双方はさらに毎年合同サミットを開催して、定期的に提携の進捗状況と新たな提案の構想を確認していくとしている。（2019年6月）

J190701Y1

02 衛福部が「医薬品特許リンケージ施行法」制定を公告、施行日は改めて決定

衛生福利部（Ministry of Health and Welfare、略称「衛福部」）の食品薬物管理署（Food and Drug Administration、略称「FDA」）は2019年7月1日にニュースリリースを発表して、次のように伝えた。

薬事法に第四章の一「医薬品の特許リンケージ」を新設する改正が行われ、2018年1月31日付けで総統令として公告されている。これにより、新薬発売後に特許情報の開示を通じて、後発（ジェネリック）医薬品の医薬品販売許可申請（承認申請）審査過程において、（新薬メーカーがその後発医薬品に侵害の疑いがあると認めたとき、衛福部が）許可証の発給を12ヵ月据え置き（審査は継続）、審査において特許侵害の有無を明らかにすることになる。また特許への挑戦（パテント・チャレンジ）や特許侵害回避に成功した最初の後発医薬品は、12ヵ月の市場独占期間（訳註：新薬と最初の後発医薬品のみの排他権期間）を獲得できるようにして、チャレンジする後発医薬品メーカーを奨励し、さらにはこの制度を通じてわが国の製薬業による研究開発のレベルアップと国際市場の開拓を促していく。

これを受けて衛福部は薬事法に基づいて「医薬品特許リンケージ施行法」草案を策定した。その重点は以下のとおり。一、医薬品特許情報の提出方法及び内容、変更又は削除、掲載及び公開。二、後発医薬品許可証の申請者による声明、書面通知、申請案件審査手続き及び医薬品許可証の発給。三、特許権者又は専用実施権者による特許侵害訴訟の提起及び特許侵害成立の確定判決に関する新薬許可証所有者からの通知。四、市場独占期間の審査決定。五、新成分新薬以外の新薬及び後発バイオ医薬品（バイオシミラー）の許可証申請案件に対する準用規定。六、適応症の排除、（特許権未侵害の）声明及び遵守すべき事項。

その後「医薬品特許リンケージ施行法」草案が2018年9月11日と2019年1月30日に予告されて各界の意見がまとめられ、2019年7月1日に「医薬品特許リンケージ施行法」が（衛福部から）公告された。その中で、後発バイオ医薬品については後発医薬品の許可証申請に関する医薬品特許リンケージ規定を準用して、バイオ医薬品特許の保護に対するニーズに応えることになった。さらにこの公告された施行法には、2019年5月15日に行われた「後発バイオ医薬品を特許リンケージ制度に組み入れるための対応措置に関する説明会」の決議により、後発バイオ医薬品が薬事法第四章の一（医薬品の特許リンケージ）施行前にすでに中央衛生所轄機関より臨床試験許可書を取得している場合は薬事法第四章の一の規定を適用しないことが盛り込まれ、適度に過渡的措置を採ることとなった。

また、特許リンケージ制度の推進に対応して、衛福部では関連部署と協同して産業対応措置を策定して、海外市場を開拓していく。（2019年7月）

J190605Y5

03 清華大学が世界初の「パーフェクト・マルチカラーのペロブスカイト量子ドットを製造するための新規スプレー合成法」開発に成功

清華大学材料科学工学部（National Tsing Hua University Department of Materials Science and Engineering）の林皓武（Hao-Wu Lin）教授が率いる研究チームは、世界初の革新技術、即ち「パーフェクト・マルチカラーのペロブスカイト量子ドットを製造するための新規スプレー合成法」の開発に成功した。簡便で低コストのスプレー合成技術を用いて、ほぼ100%のフォトルミネッセンス量子収率（PLQY）、高色純度、高安定性という特徴を有するペロブスカイト量子ドットを開発した。その発光の波長と帯域は完全に超広色域の基準を満たしており、各種ディスプレイ技術への応用に極めて適している。この革新的な研究成果は2018年に国際的に著名な学術誌「アドバンスド・マテリアルズ（Advanced Materials）」にも掲載されている。

林教授の研究チームは、従来のペロブスカイト量子ドットが結晶性と安定性に劣るという問題を解決した他、スプレー法による製造工程の採用により産業上における量産の可能性を大幅に高めた。この技術はすでに台湾で特許を取得している他、韓国のソウル大学、米国のテネシー大学など国際的な研究チームからの提携交流のオファーを受けており、台湾の科学研究の成果が世界の舞台で大きな注目を集めている。（2019年6月）

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

■ 判決分類：特許権

I 職務発明の認定

■ ハイライト

控訴人即ち被控訴人である洪○宏（以下洪○宏という）は、被控訴人即ち控訴人である顔○仁（以下顔○仁という）とともに捷力得科技有限公司（以下捷力得公司という）の株主であったが、顔○仁が捷力得公司の代表者在任期間において、株主会議の議決を経ずに、会社が研究開発した係争特許を自分の名義で出願したと主張した。洪○宏は訴えを提起し、顔○仁が会社の代表者在任期間において出願した係争特許は会社が有しているのにもかかわらず、顔○仁が株主会議の議決を経ずに、係争特許をその名義で出願したことは、洪○宏の株主権に損害を与えたので、専利法第7条の規定により、係争特許の特許権者が捷力得公司であることを確認するよう請求した。原審における一部勝訴、一部敗訴の判決に対し、両方当事者がそれぞれ自分にとって不利な部分に対する控訴を提起した。

洪○宏が控訴を提起し、捷力得公司が係争特許を有していると主張したことについて、知的財産裁判所は、洪○宏の控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、次の通り認定した。

一、本件には確認の利益がある。

洪○宏と顔○仁は、係争特許について、いったい捷力得公司又は顔○仁のどちらがそれを有しているかを争っている。洪○宏は捷力得公司の株主で、その法的地位に不安な状態が存在した。捷力得公司の財産得喪はその株主権利の価値の多寡に関わるものである。このような不安な状態が判決の確認により解消できるので、洪○宏による本件確認の訴えには、確認の利益がある。

二、係争特許は顔○仁により創作されたものである。

数名の証人の証言によれば、係争特許は顔○仁が構想、出願したものであり、捷力得公司による機器の販売促進に役立てることを目的として、無償で捷力得公司に使用を許諾したので、会社の株主も係争特許が顔○仁に帰属することに対し何の意見もなく、係争特許は顔○仁により創作されたものであると認めていた。

三、顔○仁は捷力得会社の被用者ではない。

顔○仁が捷力得公司より受取った所得は董事の報酬であり、捷力得公司が顔○仁のために、労働保険に加入したことはなく、顔○仁も捷力得公司の代表者として、会社の命令に従うのではなく、その自由裁量の権限により、会社の業務を処理していた。また、顔○仁には捷力得公司に対し人格的、経済的又は組織的な従属性質がないので、顔○仁が捷力得公司に雇用されていなかったことは十分証明できる。

四、以上により、顔○仁は捷力得公司の被用者ではないばかりか、顔○仁が係争特許の創作者でないと示すほかの資料もないので、顔○仁が出願した係争特許の特許権について、顔○仁がそれを有していると言えるはずである。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】107年度民專上第2号

【裁判期日】2018年10月11日

【裁判事由】特許権の確認等

控訴人即ち被控訴人 洪○宏

被控訴人即ち控訴人 顔○仁

上記当事者間の特許権侵害に関する財産権紛争等事件につき、両方当事者は、本裁判所による105年度民專訴字第78号中華民國106年11月24日第一審判決に対し、それぞれ控訴を提起した。本裁判所は、2018年9月20日に口頭弁論を終結したので、次の通り判決する。

主文

両方当事者の控訴はともに棄却する。

二審訴訟費用は両方当事者がそれぞれ負担する。

一 事実要約

控訴人即ち被控訴人である洪○宏（以下洪○宏という）と被控訴人即ち控訴人である顔○仁（以下顔○仁という）はともに捷力得科技有限公司（以下捷力得公司という）の株主であった。それと同時に、顔○仁が捷力得公司の業務遂行株主と代表者であった。洪○宏は、顔○仁が捷力得公司の代表者在任期間において出願した係争特許が捷力得公司に帰属するものであったにもかかわらず、顔○仁が株主会議の議決を経ずに、係争特許をその名義で出願した行為について、洪○宏の株主権に損害を与えたと主張し、専利法第7条の規定により、係争特許の特許権者が捷力得公司であるとの確認を請求する訴えを提起した。原審で一部勝訴、一部敗訴の判決が下ったので、両方当事者がそれぞれ自分にとって不利な部分に対する控訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

洪○宏の控訴の趣旨：（一）原判決で控訴人にとって不利な部分を取り消す。（二）前項取消部分について、係争特許の特許権者は捷力得公司であるとの確認を請求する。（三）第一項取消部分及び控訴費用は顔○仁の負担とする。

顔○仁による答弁：（一）洪○宏の控訴を棄却する。（二）各審の訴訟費用は洪○宏の負担とする。

顔○仁の控訴の趣旨：（一）原判決で顔○仁にとって不利な部分を取り消す。（二）前記取消部分について、洪○宏が一審における訴えを棄却する。（三）各審の訴訟費用は洪○宏の負担とする。

洪○宏による答弁：（一）顔○仁の控訴を棄却する。（二）一、二審の訴訟費用は顔○仁の負担とする。

三 本件の争点（係争特許権の帰属に関わる）

洪○宏による専利法第7条の規定に基づく訴えの第2項請求には理由があるか？

四 判決理由の要約

(一) 洪○宏には、訴えを提起し、係争特許権者が捷力得公司であるとの確認を請求する確認の利益がある。

調べたところ、洪○宏が本件の訴えを提起し、係争特許の特許権が捷力得公司に帰属すべきであるが、顔○仁が無断で係争特許を出願したことなどを主張したことについて、顔○仁はこれを否認した。よって、両方当事者はいったい誰が係争特許権を有するのかを争っているのだ、捷力得公司の株主である洪○宏にとって、その法的地位に不安な状態が存在している。なぜなら、捷力得公司の財産得喪はその株主権利の価値多寡に関わっており、且つこの不安な状態が確認判決により解消できるので、洪○宏が提起した本件の確認の訴えには確認の利益がある。

(二) 顔○仁が捷力得公司の被用者ではない。

1. 専利出願権者は、本法に別段の定めがある場合、又は契約で別途約定をした場合を除き、発明者、実用新案創作者、設計者又はその譲受人、相続人をいう、と専利法第5条第2項に明文で規定されている。また、被用者が職務により完成させた発明、実用新案、又は意匠について、その専利出願権及び専利権は使用者に属し、使用者は被用者に妥当な報酬を支払わなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。前項でいう職務上の発明、実用新案、又は意匠とは、被用者が雇用関係中の職務の遂行において完成させた発明、実用新案、又は意匠をいう、と専利法第7条第1項、第2項にも明文で規定されている。それ故、被用者と使用者に職務により完成させた実用新案の出願権及び実用新案権の帰属について約定があるときは、優先してその約定によらなければならないが、約定がなければ、前記条項を適用し、その帰属を決める。

2. 洪○宏は、顔○仁は捷力得公司の被用者であると主張したが、民法第188条第1項の被用者とは、雇用契約という被用者だけではなく、およそ客観的に他人のために、労務に服し、その監督を受ける者が被用者に該当することが、これまでの最高裁判所の見解である。これは、第三者の権利保護という趣旨に沿うものなので、被害を受けた第三者が、外観から企業主又は雇用主が行為者の使用者であると十分認識できる場合だけ、始めて当該企業主又は雇用主が被用者の責任を負うことから（最高裁判所による101年度台上字第1789号民事判決趣旨参照）、顔○仁と捷力得公司との労務給付契約が、いったい雇用、委任関係又は他の関係に属するかについては、契約の内容によらなければならないほか、顔○仁に人格的、経済的及び組織的従属性があり、労務に服しているか等を総合的に判断しなければならないが、軽率に役職又は労働保険に加入したかにより直ちに推論してはならない（最高裁判所による100年度台上字第2224号民事決定趣旨参照）。

3. 実は、顔○仁は捷力得公司の代表者であり、捷力得公司に対し人格的、経済的又は組織的な従属性がない。それ故、顔○仁が捷力得公司より受けた所得は、性質的に董事の報酬であり、賃金ではない。

捷力得公司には、顔○仁に対し業務の指揮又は監督の権限を有する者が一切いない。それ故、顔○仁が捷力得公司の代表者として、捷力得公司の業務を処理するのは、その自由裁量に基づく権限であり、会社の命令に従うのではないほか、顔○仁に、捷力得公司に対しての人格的、経済的又は組織的な従属性がないので、顔○仁が捷力得公司に雇用されていないことは十分証明できる。

(三) 捷力得公司はすでに解散し、且つ清算が終結したので、形式的に法人格が消滅している。

調べた結果、捷力得公司は2016年1月31日にすべての株主の同意を得て解散し、且つ裁判所で2017年5月2日に新院千民宝106司司3字第10593号書簡をもって清算終結の予備審査を許可したので、形式的に捷力得公司は2017年5月2日に清算が終結したと十分認定できる。前記の規定及び説明を踏まえ、捷力得公司の法人格が消滅したことは明らかである。

(四) 前記を踏まえて、顔○仁は捷力得公司の被用者ではないばかりか、顔○仁が係争特許の創作者でないことを証明できる証拠もないため、顔○仁が出願した係争特許の特許権が顔○仁に属することも当然である。又、捷力得公司は清算終結し、その法人格がすでに消滅しているため、洪○宏が専利法第7条の規定により係争特許が捷力得公司に属しているとの確認を請求したことは法に合致しないので、理由がない。

以上を総じて、本件の両方当事者による控訴はともに理由がないので、智慧財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 449 条第 1 項、第 78 条により、主文の通り判決する。

中華民國 107 年 10 月 11 日
知的財産裁判所第二法廷
審判長裁判官 汪漢卿
裁判官 熊誦梅
裁判官 曾啓謀

02 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 補正下着「維娜斯」責任者の商標法違反嫌疑 一審で無罪判決

■ ハイライト

国内で有名な補正下着メーカー「維娜斯」、「瑪麗蓮」の二社には、ここ数年侵害紛争があり、瑪麗蓮が維娜スによる「瑪麗蓮」という文字でのポータルサイトのキーワード広告の購入を告発した。公平会が 2016 年に維娜スに NT\$50,000 の過料に処し、台北地検も維娜スの商標法違反を認め、2017 年 4 月に維娜スの責任者葉〇伶を起訴した。台北地裁は審理の後、同人が従業員を扇動したからであるとは証明し難いと認め、葉〇伶を無罪とする判決を下した。本件は上訴できる。

公平会は 2016 年 6 月に審議を行い、維娜スが在 Google、YAHOO 検索エンジンにおいて、競争相手瑪麗蓮のメーカー名称をキーワード広告語句として使用し、「維娜ス瑪麗蓮でご主人に一層愛される」、「あなたをパーフェクトにする瑪麗蓮」等文字を維娜スの公式サイトへのリンクにつけ、ネットユーザーが瑪麗蓮を検索すると維娜スの公式サイトが出てくるので、公平会は維娜スの公正取引法違反を認定し、NT\$50,000 の過料に処した。

公平会による調査では、2015 年 8 月 7 日から 11 日まで維娜スが作成したキーワード広告語句が、競争相手瑪麗蓮メーカーと並列の形式を通して、消費者による維娜スサイトの訪問機会を増加させ、瑪麗蓮に潜在的消費者の流失というリスクを負わせたことがわかった。本件が北検の取調べに移送された後、検察側も維娜スが商標法違反だと認め、葉〇伶を起訴した。（自由時報 2018 年 8 月 21 日・即時新聞）

II 判決内容の要約

台湾台北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】106,智易,23

【判決日期】2018 年 8 月 16 日

【判決事由】商標法違反

公訴人 台湾台北地方検察署検察官

被告人 葉〇伶

上記被告人による商標法違反の件について、検察官により公訴が提起され（105 年度偵続字第 483 号）、本裁判所は以下のとおり判決する。

主文

葉〇伶は無罪。

一 判決理由の要約

公訴趣旨は次のとおりである。被告人葉〇伶は維娜ス国際有限公司（以下、「維娜ス公司」をいう）の責任者であり、告訴人瑪麗蓮国際実業有限公司とは同じく女性下着、産後の補正下着、

ガードル、寝間着販売の著名会社である。「瑪麗蓮」という文字は告訴人の商標、すでに經濟部智慧財産局に審決番号 00000000、00000000、00000000 号で、衣服、ブラジャー、下着、ガードル、寝間着などの商品および広告企画、広告デザイン、ネットワーク広告等のサービス使用に商標指定登録しており、かかる商標有効期間に、告訴人の同意または許諾なく販売目的により、前記と同一または類似商品、サービスに同一または類似する商標を使用できないことを知っていながら、販売を目的に他人の商標を使用し、2015 年 8 月 10 日までの期日不明時期から 2015 年 12 月 17 日まで「瑪麗蓮」を広告検索フレーズとして、サーチエンジン Google と Yahoo! Kimo ウェブサイトより維娜斯会社の検索フレーズ広告を購入し、これらのウェブサイトへアクセスした不特定のユーザーがウェブサイトへ検索フレーズ「瑪麗蓮」を入力すれば、サーチ結果が維娜斯会社のウェブサイトやイベントのウェブページ等のコンテンツに誘導されるようにした。このような形式で維娜斯会社ウェブサイトと商品イベントの露出を増やして消費者のアクセス数を増やすことによって、維娜ス会社のマーケティングアピール目的を達成したため、瑪麗蓮会社の商標権が侵害された。さらに、2015 年 8 月 10 日に瑪麗蓮会社の従業員が Google のサーチエンジンで「維娜斯瑪麗蓮でご主人に一層愛される」等の文言を含む広告リンクをクリックすると、維娜ス会社が営む補正下着製品のウェブページに誘導されることを発見した。さらに同 12 月 17 日に、再び Google、Yahoo! Kimo サーチエンジンのウェブサイトで検索フレーズ「瑪麗蓮」を入力すると、維娜ス会社のホームページに誘導されることがわかり、係争商標の盗用が判明した。よって、被告人は商標法 95 条 1 号の違反に該当する云々。

維娜ス会社は 2015 年 8 月 10 日に掲載された広告文案にある「維娜ス瑪麗蓮でご主人に一層愛される」、「あなたをパーフェクトにする瑪麗蓮」は、そもそも艾得基思会社の従業員曹○諭氏が作成した置き換えキーワード型広告であり、維娜ス会社のデジタルマーケティング部門の従業員が作成したものではない。さらに、本案証人曹○諭氏は当裁判所の審理において、次のように証言した。即ち自分が前記広告文案を設計したときは「維娜ス補正下着でご主人に一層愛される」と、「あなたをパーフェクトにする補正下着」を表現しようとしたが、検索フレーズ機能の挿入によって広告の誤りが生じてしまった。つまり、証人曹○諭氏がバックグラウンドシステムに設定した文案は「維娜ス（キーワード：補正下着）でご主人に一層愛される」と、「あなたをパーフェクトにする（キーワード：補正下着）」、(キーワード)のなかに製品関連の検索フレーズを導入することである。しかし、バックグラウンドシステムでは競合品の文字も設定していたため、ネット上は「維娜ス瑪麗蓮でご主人に一層愛される」、「あなたをパーフェクトにする瑪麗蓮」のような文言不明な広告文案になった。そもそも Google Adword システムで提案された競合品検索フレーズに「瑪麗蓮」があったため、競合品検索フレーズに「瑪麗蓮」が織り込まれ、証人が「維娜ス（キーワード：補正下着）でご主人に一層愛される」と、「あなたをパーフェクトにする（キーワード：補正下着）」という広告文案を維娜ス会社の担当窓口、すなわち、証人吳○澄氏に提出し審査を受けると共に、副本を証人吳○澄氏の上司張○中氏にも送付した。維娜ス会社の担当窓口がかかるに広告文案に同意したため、証人曹○諭氏がこれオンラインにした。しかし、維娜ス会社の担当窓口へ提供した広告文案にこの部分(キーワード)を提供したかどうかは記憶にないが、自分は今回の広告検索フレーズリストを提供しなかったと思う。その後、維娜ス会社が LINE で広告誤植を通知し、修正するよう要求して来たので、証人曹○諭氏がただち競合品の検索フレーズ文案を取り下げた。一方、維娜ス会社は証人である自分に「瑪麗蓮」を広告文案の検索フレーズにするよう要求しなかったと供述し、自分は業務上被告人と接触したことはなく、被告人と面識もなかったと供述した。さらに、証人曹○諭氏と証人吳○澄氏との電子メールやり取り内容を調べても、かかる広告文案には確かにもとより競合品検索フレーズ挿入の意図はなかった。かかる文案の内容は機能フレーズと製品フレーズがメインであり、前掲電子メールの受信者には確かに被告人の名前は入っていない。従って、前記の証人曹○諭氏の証言には根拠があり、真実として採択する価値がある。よって、維娜ス会社が 2015 年 8 月 10 日の広告文案内容に「瑪麗蓮」文言を使用していたことは、そもそも証人曹○諭氏の手違いによる結果であり、維娜ス会社のデジタルマーケティング部門の従業員がわざと艾得基思会社に「瑪麗蓮」商標を広告文案に使用させ、消費者を誤認させたことには当たらない。従って、被告人が弁明した、維娜ス会社の広告文案に「瑪麗蓮」商標が含まれることに心当たりはなく、従業員にそのような行為を指示した意図もない云々は、確かに根拠がある。

また、証人張○中氏と証人高○禕氏両氏の証言内容を突き合わせた結果が一致している点から、証人張○中氏が確かに外注の広告会社および維娜斯会社の従業員自らがGoogle、Yahoo! Kimo デジタル広告を処理するときに、「瑪麗蓮」検索フレーズを検索フレーズとして、維娜斯公司を広告することを許したことは信用できる。

証人張○中氏は当裁判所の審理において、次のように証言した。被告人が証人張○中氏に「瑪麗蓮」を検索フレーズとするよう指示したことはなく、Google、Yahoo! Kimo での広告取扱い、デジタルマーケティング部門は艾得基思会社の従業員より提供を受けた広告文案と検索フレーズリストを被告人に提出して審査を受けることはしなかった。証人張○中氏が被告人に報告した会議内容は広告効果を主としており、検索フレーズリストなどには言及していない。これらが証人吳○澄氏、証人高○禕氏の証言と一致していることから、維娜斯会社のGoogle、Yahoo! Kimo ウェブサイトにおける検索フレーズ広告は、広告文案の内容を置き換え検索フレーズ型広告や、どのような検索フレーズをもって実行するなどの細かい部分に関して、すべてデジタルマーケティング部門の主管張○中氏と、部員吳○澄氏、高○禕氏が処理しており、被告人は関与していない。さらに、証人張○中氏の被告人に対する報告内容は広告効果を主とし、従業員に「瑪麗蓮」を検索フレーズとするよう指示したことはなく、会社が「瑪麗蓮」を検索フレーズとして広告に使用していたことすら知らなかったことは事実であり、採択する価値がある。

以上をまとめると、被告人は維娜斯会社の従業員に「瑪麗蓮」を検索フレーズとして維娜斯公司を広告するよう指示したことがなく、しかも、維娜斯会社の検索フレーズ広告に「瑪麗蓮」を検索フレーズを含めたことすら知らなかった等の弁明には根拠あり、公訴趣旨の主張にはやや早合点のところがあ、根拠があるとは認め難い。

公訴趣旨は次のとおりである。ウェブサイト広告の運営パターンとして、他人の商標文字または図案を使用した検索フレーズの購入手段は、他人の商標を消費者に直接表示するものではなくても、ネットユーザーが他人の商標を検索するとき検索結果に自らの商品ならびウェブページコンテンツに誘導し、自らの商品に他人の商標をリンクすることによって、消費者に表示する露出が増え、販促目的が達成される。このようなことは商標の使用行為に当たらないとはいえないことから、本案の被告人が経営する維娜斯公司是商標法 95 条 1 号の違反を構成する。しかしながら、調べたところでは、消費者がGoogle、Yahoo! Kimo のサーチエンジンで検索フレーズを特定して選択した後に、ウェブページの広告スペースに広告主または依頼を受けた専門家が企画した広告文案とリンクページが現れる。よって、検索フレーズ「瑪麗蓮」はそもそも消費者によって入力されたもので、広告主または依頼を受けた専門家は「瑪麗蓮」商標の使用を内部指示したに過ぎず、「瑪麗蓮」商標を外部の広告文案やリンクページには使用していない。消費者が「瑪麗蓮」を入力することによって、検索ページに維娜斯会社の広告が現れるものであり、かかる広告に「瑪麗蓮」商標を表示させる意図は認識できないことから、維娜斯会社の従業員または依頼を受けた艾得基思公司従業員による「瑪麗蓮」の検索フレーズへの連結行為は、そもそも内部による無形の使用であり、外部の有形使用ではなく、消費者がそれを商標として識別するのとはほど遠いことから、商標使用行為に当たらない。

さらに、広告文案とリンクページとも「瑪麗蓮」の文言を使用しておらず、かつ、前記 Google、Yahoo! Kimo サーチページのヘッド部の維娜斯公司に関わる広告文案にはすべて「広告」や「関連広告」等の文字が表示される。このように、維娜斯会社の広告文案付近の場所にすでに「広告」と明記している以上、消費者が告訴人のウェブサイトと誤認してアクセスしたとは認め難い。たとえ誤認(購買前の混同)によってアクセスしたとしても、アクセスしたウェブページのコンテンツで販売しようとしている商品には「瑪麗蓮」の文字がを有しない。維娜斯補正下着を明確に表示しているほか、維娜斯公司是ウェブページに「瑪麗蓮」商標を使用していないため、消費者がかかるウェブページで販売しようとしている商品について、告訴人の商品であると誤認するような誤認混合の恐れがあるとは認め難い。

確かに、艾得基思公司在「瑪麗蓮」商標を広告文案に使用することによって、消費者が告訴人のウェブページと誤認混同しアクセスしてしまう可能性がある。そして、消費者がリンクをク

リックして、ウェブページに誘導された後、かかるウェブページで販売しようとしている商品には「瑪麗蓮」の文言がないので、消費者がウェブページで販売しようとしている商品の出所について、広告文案に「瑪麗蓮」文言が使用されているために誤認混合するかは、これをもって認定することができない。しかし、かかる広告はそもそも艾得基思会社の従業員の過失で誤って挿入されたものであって、被告人や維娜斯公司による指示でないことは当裁判所で前述通りに認定しており、本案被告人無罪の認定に影響がないことをここに説明しておく。

以上をまとめると、刑事訴訟法 301 条 1 項により、主文のとおり判決する。
本件は検察官陳思荔が取調べて起訴し、検察官朱家蓉が出廷して公訴を執行した。

2018 年 8 月 16 日

刑事第 23 法廷 裁判官 廖棟儀



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2019 TIPLo, All Rights Reserved.